

# みんなで作る安全・安心まちづくり のための防犯指針

学校、通学路等における児童等の安全対策

みんながかえろう

青 森 県

# は じ め に

近年、児童が殺害されるなどという痛ましい事件が全国で発生しています。また、県内においても、子どもを狙った声かけ事案が跡を絶たないのが現状です。

このようなことから、青森県では、犯罪のない社会の実現を目指し、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、“自らの安全は自らが守る”、“地域の安全は地域で守る”という意識のもと、行政、警察、県民、事業者等が連携・協力して、犯罪の防止のための活動に取り組んでおります。

このパンフレットは、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の規定に基づく指針を紹介するとともに、特に、学校等や通学路等における児童等の安全の確保を図るうえで、配慮すべき方策や具体的な手法を示したものです。

これまで、児童等の安全確保を図るための対策については、国（文部科学省）や県・市町村教育委員会から、通知やマニュアル等で示されてきましたが、子どもを犯罪から守るための対策などをわかりやすくまとめています。

まず、一人ひとりが防犯意識を高め、そして、防犯の輪を地域へと広げましょう。みんなで守り合い、犯罪者を寄せ付けない、安全で安心して暮らせる青森県をつくっていきましょう。

## 目 次

<b>1</b>	青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例と指針の概要	1
1	条例の概要	1
2	指針の概要	2
<b>2</b>	子どもをねらった声かけ事案の発生状況（平成17年の状況）	3
<b>3</b>	学校等における安全対策	4
<b>4</b>	家庭における安全教育（保護者の方へのお願い）	6
<b>5</b>	資料編	7
1	青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	8
2	学校等における児童等の安全の確保に関する指針	12
3	通学路等における児童等の安全の確保に関する指針	14
4	学校安全に関するQ & A	16
5	青森県警察本部からの犯罪等発生情報	
①	声かけ事案等発生マップ	18
②	子どもを守ろう・ロ（くち）コミメルマガ	19
③	子ども・女性110番の家・車一覧	20
④	青色回転灯防犯車による防犯活動	21

### ※用語の説明

当該指針やこのパンフレットにおいて

- ・「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校や保育所、児童養護施設、児童館などの児童福祉施設をいいます。
- ・「通学路等」とは、通園、通学等の用に供される道路及び子どもたちが日常的に利用する公園、遊び場などをいいます。

## 1 条例の概要

### (1) 条例の基本理念（条例第3条）

犯罪のない安全・安心まちづくりの推進には、次に掲げる事項が重要です。

#### ① ひとづくり

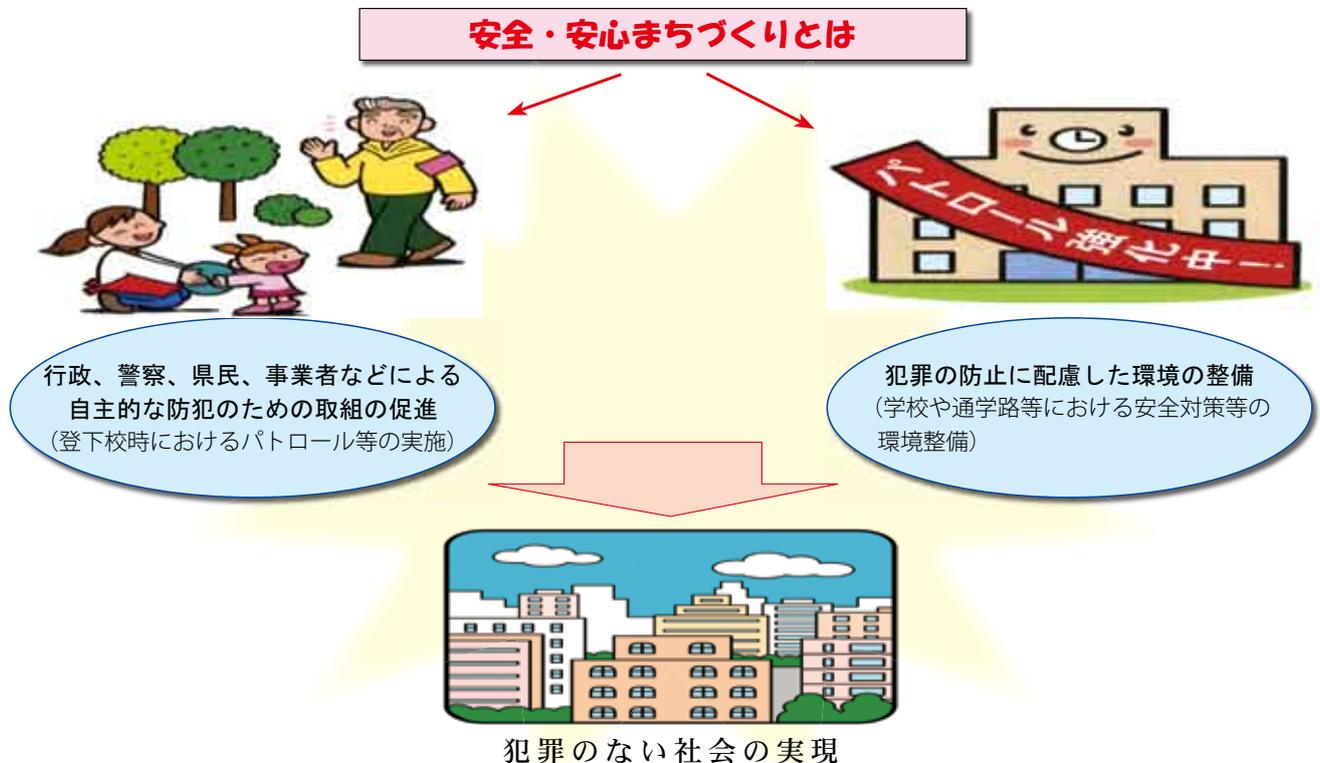
犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において、自らの安全は自らが守ると意識の高揚が図られること

#### ② まちづくり

県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること

#### ③ ネットワークづくり

県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること



### (2) 役割分担（条例第4条～第6条）

安全・安心まちづくりを推進するため、防犯の取組主体である、県、県民、事業者の責務を規定しています。

- 県の責務**…県は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する。
- 県民の責務**…県民は、基本理念にのっとり、施策の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業者の責務**…事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 2 指針の概要

### (1) 指針の性格

県が定める次の4つの指針は、防犯性の向上や児童等の安全を確保するうえで、配慮する方策や具体的手法を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

### (2) 指針の種類

#### ① 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

学校の設置者や管理者に対し、学校安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。



#### ② 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

学校の管理者、児童の保護者、地域住民、通学路等を管理する者等に対し、通学路等の安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。

#### ③ 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い住宅の整備・普及を促進することを目的としています。

- ・「住宅」とは、新築や改築の別を問わず、“一戸建て住宅”とアパート・マンション等の“共同住宅”をいいます。
- ・住宅の建築事業者や設計事業者等が指針の対象者となり、防犯性の高い住宅を普及させることとなります。

#### ④ 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い道路等の整備・普及を促進することを目的としています。

- ・「道路等」とは、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場をいいます。
- ・道路等の設置者や管理者が対象となり、防犯性の高い道路等を普及させることとなります。

### (3) 指針の見直しについて

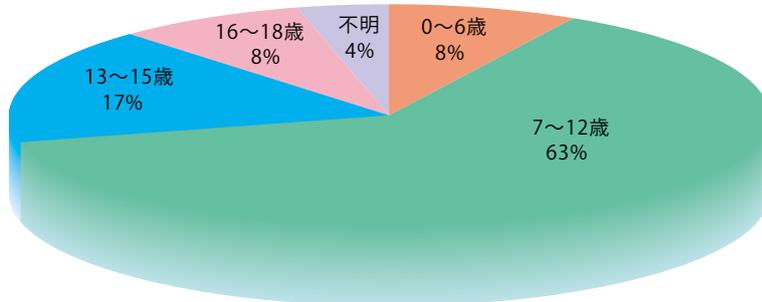
社会情勢の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしています。

## 2 子どもをねらった声かけ事案の発生状況（平成17年の状況）

### ○平成17年の県内の声かけ事案の発生状況

被害児童は211人

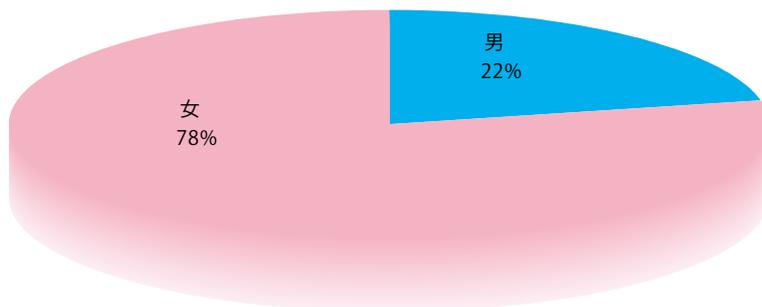
#### ① 年齢別の状況



小学生を狙ったものが多い。  
(約63%)



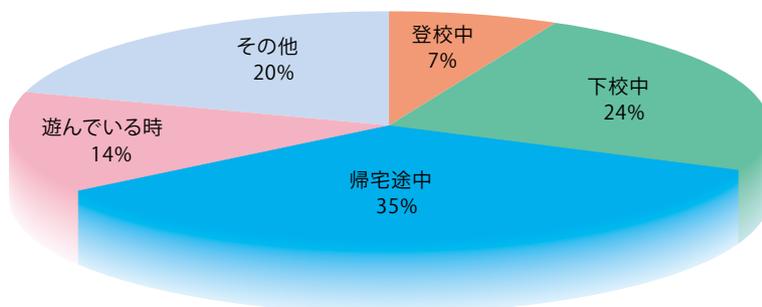
#### ② 性別



女の子を狙ったものが多い。  
(約78%)



#### ③ 状態別



帰宅途中を狙ったものが多い。  
(約35%)



※状態別の「帰宅途中」とは、遊びなどからの帰宅途中

## 3 学校等における安全対策

学校等では、児童等の安全を確保するため、それぞれの地域や学校等の実情に応じ、次の取組に努めていきます。

### 1 学校安全に関する校内体制の整備

児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力のもと、学校組織としての安全体制を構築します。

- 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- 児童等の安全確保に関する諸問題を協議するため、学校関係者と地域住民で構成される学校安全委員会（※1）の設置促進
- PTA等に呼びかけ、校区内を巡回する学校安全ボランティア（※2）の体制づくり
- 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- 定期的な安全点検の実施



#### ※1 学校安全委員会

学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織

#### ※2 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などを行うボランティア組織

### 2 不審者の侵入防止対策の強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次の対策を実施します。

- 出入り口の限定や施錠等による適切な管理
- 学校内及び学校周辺の見回り
- 来校者用の入り口の設置や受付（事務室）の明示
- 受付での来校者のチェック
- 来校者に対するあいさつや声かけの励行
- 不審者の侵入を防ぐ防犯設備の点検、整備



### 3 緊急時の体制の整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次の対策を実施します。

- 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- 不審者が侵入したときの警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備

- 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

## 4 通学路等における安全確保

学校等を管理する者、保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するための取組を実施します。

- 通学路等における児童等の安全確保に関する対策を講ずるための推進体制の整備
- 通学路等におけるパトロールや見守り活動の実施等、児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- 通学路等の安全点検の実施と危険箇所の改善
- 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子ども・女性110番の家」等を記載した地図の作成、配布等

## 5 安全教育の推進

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険回避能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事等を通して、次の安全教育を推進します。

- 不審者侵入時における対処方法等を内容とした防犯教室・防犯訓練の実施
- 不審者に遭遇した場合等における、警察や保護者、学校等への速やかな連絡の仕方、また、とっさの行動の仕方の指導
- 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等の緊急の避難場所の所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- 地域社会の安全について、児童等が主体となって作成する地域安全マップの作成



＜地域安全マップとは＞

地域安全マップは、地域の「犯罪が起こるかも知れないと不安に感じる場所」や、「安全な場所」などの情報を表した地図です。

「地域安全マップの作り方」については、青森県警察本部のホームページで紹介しております。

アクセス先：<http://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/seianki/gaihan/maptop.htm>

## 6 地域における連携

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークづくりを構築し、次のような対策を実施します。

- 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールなどの協力体制の整備
- 不審者を発見した場合の学校等への通報
- 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- 不審者情報等があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- 「子ども・女性110番の家」や「子ども110番の車」との連絡・協力

## 4 家庭における安全教育（保護者の方へのお願い）

家庭においては、保護者の皆さんが、子どもに防犯の意識を持たせることが重要です。普段から、子どもとのコミュニケーションの中で、次のことを教え、危険な目にあわせないようにしましょう。

### 1 “イカのおすし”を教えましょう

防犯の合い言葉である「いかのおすし」で子どもたちに教えましょう。



い か

・知らない人にはついて「いか」ない。

の

・知らない人の車には「の」らない。

お

・何かあったら「お」お声をだす。

す

・「す」ぐに逃げる。

し

・だれかに「し」らせる。

### 2 「子ども・女性110番の家」の周知

通学路やよく遊びに行く周辺の「子ども・女性110番の家」の場所や、危険箇所などを教えましょう！



### 3 防犯グッズを忘れずに持たせましょう

通学時のみならず、遊びに行くときにも、必ず防犯ブザー等を持たせましょう。

## 5 資 料 編

- 1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 2 学校等における児童等の安全の確保に関する指針
- 3 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針
- 4 学校安全に関するQ & A  
(青森県教育委員会の「学校安全推進の手引より」)
- 5 青森県警察本部からの犯罪等発生情報
  - ① 声かけ事案等発生マップ
  - ② 子どもを守ろう・口(くち)コミメルマガ
  - ③ 子ども・女性110番の家・車一覧
  - ④ 青色回転灯防犯車による防犯活動

# 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第1節 県民等の自主的な活動の促進（第9条）

第2節 児童等の安全の確保等（第10条－第14条）

第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第15条－第19条）

第4節 防犯責任者の設置（第20条）

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第21条－第24条）

附 則

## 第1章 総 則

### （目 的）

**第1条** この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

### （定 義）

**第2条** この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

### （基本理念）

**第3条** 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

① 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自

らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。

② 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

③ 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

### （県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

### （県民の責務）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくり

の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (推進体制の整備)

- 第7条** 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。
- 2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

### (推進計画)

- 第8条** 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
  - (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
  - (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項
- 3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

## 第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

### 第1節 県民等の自主的な活動の促進

- 第9条** 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活

動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

### 第2節 児童等の安全の確保等

#### (学校等における児童等の安全の確保)

- 第10条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第1項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、第1項の指針の変更について準用する。

#### (通学路等における児童等の安全の確保)

- 第11条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。
- 2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域

住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

### (児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

**第12条** 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

### (高齢者等の安全の確保)

**第13条** 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

### (観光旅行者の安全の確保)

**第14条** 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

### (犯罪の防止に配慮した住宅)

**第15条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について

必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

- 4 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

### (犯罪の防止に配慮した道路等)

**第16条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

### (犯罪の防止に配慮した店舗)

**第17条** 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

### (盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

**第18条** 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

- 2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、

自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

**第19条** 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

### 第4節 防犯責任者の設置

**第20条** 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

## 第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

#### (安全・安心まちづくり旬間)

**第21条** 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

- 2 安全・安心まちづくり旬間は、4月21日から同月30日まで及び10月11日から同月20日までとする。
- 3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (啓発)

**第22条** 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

#### (市町村への支援)

**第23条** 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

#### (財政上の措置)

**第24条** 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第7条第1項」とあるのは、「第7条」とする。

# 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

## 第1 通 則

### 1 目 的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第10条第1項の規定に基づき、学校及び児童福祉施設（以下「学校等（注1）」という。）における児童等（注2）の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者又は管理者等（注3）に対し、児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を踏まえ、また、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的な方策

### 1 学校安全に関する校内体制の組織的整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 学校安全委員会（注4）の設置や学校安全ボランティア（注5）による体制づくり
- (3) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
- (4) 定期的な安全体制・設備等の点検の実施

### 2 不審者の侵入防止対策の充実・強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定（解放部分と非解放部分とを明確に分けること）
- (2) 施錠等による適切な管理
- (3) 学校内及び学校周辺の見回り
- (4) 来校者用の入り口の設定及び受付（事務室等）の明示
- (5) 受付での来校者のチェック等の徹底
- (6) 来校者に対するあいさつ・声かけの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐ防犯設備の設置

### 3 保護者、地域住民及び関係機関・団体との連携・協力

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークづくりを構築し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールや見守り活動などの協力体制の整備
- (2) 不審者を発見した場合の学校等への通報
- (3) 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- (4) 不審者情報等があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- (5) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等との連携・協力

### 4 緊急時における体制整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者への連絡、登下校の方法の決定等

- (2) 学校等への不審者侵入等緊急時における警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- (3) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- (4) 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- (5) 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

## 5 児童等に対する安全教育

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事等を通して、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入等緊急時における対処方法等を内容とした防犯教室・防犯訓練の実施

- (2) 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報や保護者、学校等への速やかな連絡の仕方、また、大声を出す、逃げる等のとっさの行動の仕方について指導していくこと。
- (3) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等の緊急の避難場所の所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって取り組む地域安全マップの作成
- (5) 防犯ブザー、防犯笛の使用法の指導

## 6 設備・機器の点検整備

安全管理徹底の観点から、次のような設備・機器の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 通用門、フェンス(囲障)、外灯、校舎の窓、出入口、鍵等
- (2) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- (3) 警報装置(警報ベル、警報ブザー等)や防犯監視システム(防犯カメラ、校内緊急通話システム等)

(注1)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)」  
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- (2) 「学校教育法第82条の2に規定する専修学校の高等課程」  
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
  - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
  - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
 に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

(3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設(児童館等)、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(注2)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児(満1歳以下)
- (2) 幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)
- (3) 児童(小学生)
- (4) 生徒(中学生と高校生)
- (5) 高等専門学校の学生

(注3)「設置者又は管理者等」とは、具体的には次のものをいう。

公立学校の場合、設置者は国又は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長

私立学校の場合、設置者及び管理者は学校法人等

公立の児童福祉施設の場合、設置者は地方公共団体、管理者は園長、院長、施設長等

私立の児童福祉施設の場合、設置者は社会福祉法人等、管理者は園長、院長、施設長等

(注4)「学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織をいう。

(注5)「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。

# 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

## 第1 通 則

### 1 目 的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第11条第1項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等（注1）が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等（注2）」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注3）を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的な方策等

### 1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校の通学路として利用を徹底させるものとする。

### 2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (2) 道路において、死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- (3) 公園や広場において、死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- (4) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (5) 通学路等の周辺に「子ども・女性110番の家」等の緊急避難場所の設置
- (6) 防犯灯等による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）の確保
- (7) 地下道をはじめとする子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

### 3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立

- (3) 通学路等における危険箇所の把握等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子ども・女性110番の家」等児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

#### 4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

(注1)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳以下）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注2)「通学路等」とは、学校への通学のほか、児童福祉施設への通所のように、時間帯やコースが特定できる場合をもいう。

(注3)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1)「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」  
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- (2)「学校教育法第82条の2に規定する専修学校の高等課程」  
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
  - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
  - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
 に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

(3)「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上をいう。

# 学校安全に関するQ&A

【青森県教育委員会の「学校安全推進の手引」より】

## Q 1

地域ぐるみの学校安全体制を整備するには、どのようにしたらよいのですか。

- A** 学校と地域が連携を図るため、学校安全委員会等を設置し、自治会・町内会の代表等と共に、学校安全に係わる課題について協議し、地域住民等に理解してもらうことが大切です。学校安全委員会等の組織は、地域と連携を図るため重要な役割を担うこととなります。

## Q 2

防犯教室の訓練等を、どのように取組んだらよいのでしょうか。

- A** 訓練の必要性・目的・教職員を対象とする訓練なのか、児童生徒を対象とする訓練なのか等を明確にする必要があります。机上訓練（シミュレーション）を行い、それをもとに、現実に即した状況において実施します。訓練実施後は、教育委員会や警察・消防等の関係機関の協力を得て、実施経過や結果を検討し、得られた課題をもとにマニュアルをより実効性のあるものに改善していくことが重要です。

## Q 3

不審者等の対策に関して、保護者の取組として、どのようなことがありますか。

- A** 通学路の危険箇所の把握とそれにもとづく子どもへの安全指導があります。通学路の危険箇所の把握には、登校時と下校時では環境が変わることに注意する必要があります。  
不審者・不審車両などに関する情報を警察や学校等へ情報提供をすること、学校・P T A等が行う学校内外のパトロール等への参加協力等があります。

## Q 4

通学路の危険・要注意箇所には、どんな所がありますか。

- A** 道が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る所などです。

## Q 5

不審者等の情報を共有するには、どのようにしたらよいですか。

- A** 不審者等の情報について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要であります。  
情報として共有することが望まれる項目として、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に収集する情報についての共通理解を図っておく必要があります。  
情報を共有する必要性が生じた場合のルールについて関係者間で共通理解を図ることが不可欠です。ルールには、第一報はどこにいれるのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で、情報が誰が流すのか等があげられます。  
情報の収集・共有を進める場合には、迅速性が求められるが、一方で、確実性等にも配慮する必要があり、この点についても一定のルールを定める必要があります。教育委員会や学校等と警察との間では、学校警察連

絡協議会などの場を通じて情報の交換に努めるとともに、特に不審者情報については、迅速、的確に行われるよう警察との協力を進める必要があります。

青森県警察本部がメールによる情報提供、ホームページによる声かけ事案発生マップ等による情報提供を行っています。

## Q 6

**危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育を推進するのは、どのようにしたらよいですか。**

**A** 児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせる必要があります。

通学安全マップの作成等を通じた指導、防犯教室等の活用、万一の場合に対応するための指導などが重要です。

また、青森県警察本部及び青森県教育委員会が共同で作成した、「CD-ROM」で学ぶ連れ去り被害防止術などの活用があります。

## Q 7

**地域ぐるみの学校安全体制整備を行うため、参考となる取組はありますか。**

**A** 青森県教育委員会が平成17年度から実施している子ども安全サポート推進モデル事業のモデル校30校の取組があります。

また、地域ぐるみの学校安全の取組の事例集等が文部科学省より発行されています。

## Q 8

**子ども安全サポート推進モデル事業のモデル校の取組とは、どのようなものですか。**

**A** 学校が核となり、学校安全委員会を設置します。

学校安全委員会は、地域住民等のボランティアによるスクールガードの組織・運営を行います。また、地域住民等のボランティアによるスクールガードの運営、子どもの安全に係わることについて協議します。

スクールガードは、登下校時のパトロール等を実施し、学校安全委員会に情報を提供します。

学校安全委員会とスクールガードが連携することにより、地域ぐるみの学校安全体制が整備されます。

この取組は、地域全体の安全・安心にもつながります。

## Q 9

**「パトロールBOX」とは、どのようなものですか。**

**A** 青森県警察本部が、犯罪抑止を目的として「パトロールBOX」を運用しました。「パトロールBOX」を設置・運用することにより、警察官によるパトロール活動が一層強化されるものです。

この取組は、地域住民等のパトロール活動にも活用することができます。

## Q 10

**児童生徒が緊急時に避難する場所には、どのような所がありますか。**

**A** 「子ども110番の家」、「子ども110番のみせ」、「子ども110番の車」、「子ども110番の駅」、「SOSタクシー」などがあります。

地域には、どのような避難場所がどこにあるのかを、安全委員会などで確認し活用することが重要です。

## ① 声かけ事案等発生マップ

18才以下の子どもを対象に、不審者が「飴をあげるから車に乗って」「お菓子をあげるからついておいで」などと声かけした事案のほか、連れ去り未遂事件等の不審者情報を掲載しています。

声かけ事案等発生マップは、発生場所を「点」と「発生密度」で表示しています。発生密度は「ピンク色」の濃淡で表示しており、色が濃いところは発生が多い地域です。

また、各市町村別に一覧表を設け、事案の概要等を掲載しています。

声かけ事案等発生マップ（青森市）



声かけ事案等発生マップは青森県警察ホームページの「街頭犯罪等抑止対策室」で掲載しております。

ホームページアドレス <http://www.police.pref.aomori.jp/>

## ② 子どもを守ろう・ロ(くち)コミメルマガ

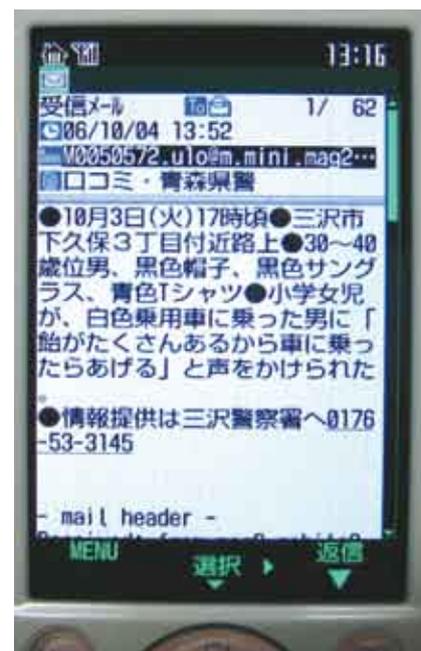
子どもを守ろう・ロ(くち)コミメルマガは、

- ◎ 購読登録していただいた皆さんに、声かけ事案等の不審者情報を県警からメールでお知らせするもので、パソコンでも携帯電話でも購読可能です。
- ◎ このメルマガはメールマガジン配信サービス会社『株式会社まぐまぐ』が運営するサービス『ミニまぐ』を利用させていただき配信しております。登録されたメールアドレスは『株式会社まぐまぐ』が管理します。
- ◎ 購読登録される方は、下のバーコードを携帯電話のカメラで読み取るか、直接 <http://mini.mag2.com/> と入力してください。『ミニまぐ』のホームページにつながります。そこで、「初めての方」「Q&A」等をご覧になった上で  
**【マガジン一覧】** → **【お出かけ／地域】** → **【北海道／東北】** → **【子どもを守ろう・ロコミメルマガ】** と進んで、**【登録する】** からメールを送信してください。
- ◎ 登録・情報料は無料ですが、メール受信時等の通信料は購読される方のご負担となります。

なお、配信会社から週1回の広告メール（Weeklyミニまぐ）が届きます。（受信メールの末尾、ミニまぐのトップページから広告メールの解除ができます。）



子どもを守ろう・ロ(くち)コミメルマガ→

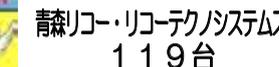


### ③ 子ども・女性110番の家・車一覧

【主な役割】

子どもの見守り活動のほか、子どもや女性が犯罪の被害に遭いそうな場合、あるいは被害に遭った場合、一時的に保護してもらえる緊急の避難場所です。また、事件、事故、不審者情報等について、警察へ速やかに通報若しくは情報提供を行い、犯罪の未然防止に協力しています。

子ども・女性を犯罪の被害から守るため、家の玄関や店の入り口、車の側面に以下のポスター、ステッカーを貼って活動しています。

 <p>110番の家 一般住宅 6,063箇所 総計 12,385箇所</p>	 <p>子ども110番 連絡所 663箇所</p>	 <p>スーパー・コンビニ 459箇所</p>	 <p>理容店 1,545箇所 美容組合加盟店 子ども110番 青森県警察本部 美容店 1,545箇所</p>	 <p>たばこ販売店 703箇所</p>	 <p>モスバーガー 15箇所</p>	
 <p>110番の車 9,878台</p>	 <p>東北電力 260台</p>	 <p>NTT東日本 720台</p>	 <p>日本原燃・原燃グループ133台</p>	 <p>JAF 119台</p>	 <p>クリーニング 37台</p>	 <p>ヤクルト 146台</p>
 <p>公用車（知事部局・教育委員会・警察）894台</p>	 <p>県内各タクシー会社 2,468台</p>	 <p>青森県図書教材販売協会 188台</p>				
 <p>青森県警備業協会 222台</p>	 <p>青森県生コンクリート 協同組合連合会 623台</p>	 <p>青森コー・リコーテクノシステムズ 119台</p>				
 <p>青森県 建設業協会 609台</p>	 <p>このほかにも、トラック協会、酒販組合、牛乳配達、新聞配達、建設会社、市役所・役場、PTAなどの皆様のご協力をいただいて、県内で約9,900台の110番の車が活動中です。</p>					
 <p>青森県 メグミルク会 171台</p>						

(平成18年12月末現在)

## ④ 青色回転灯防犯車による防犯活動

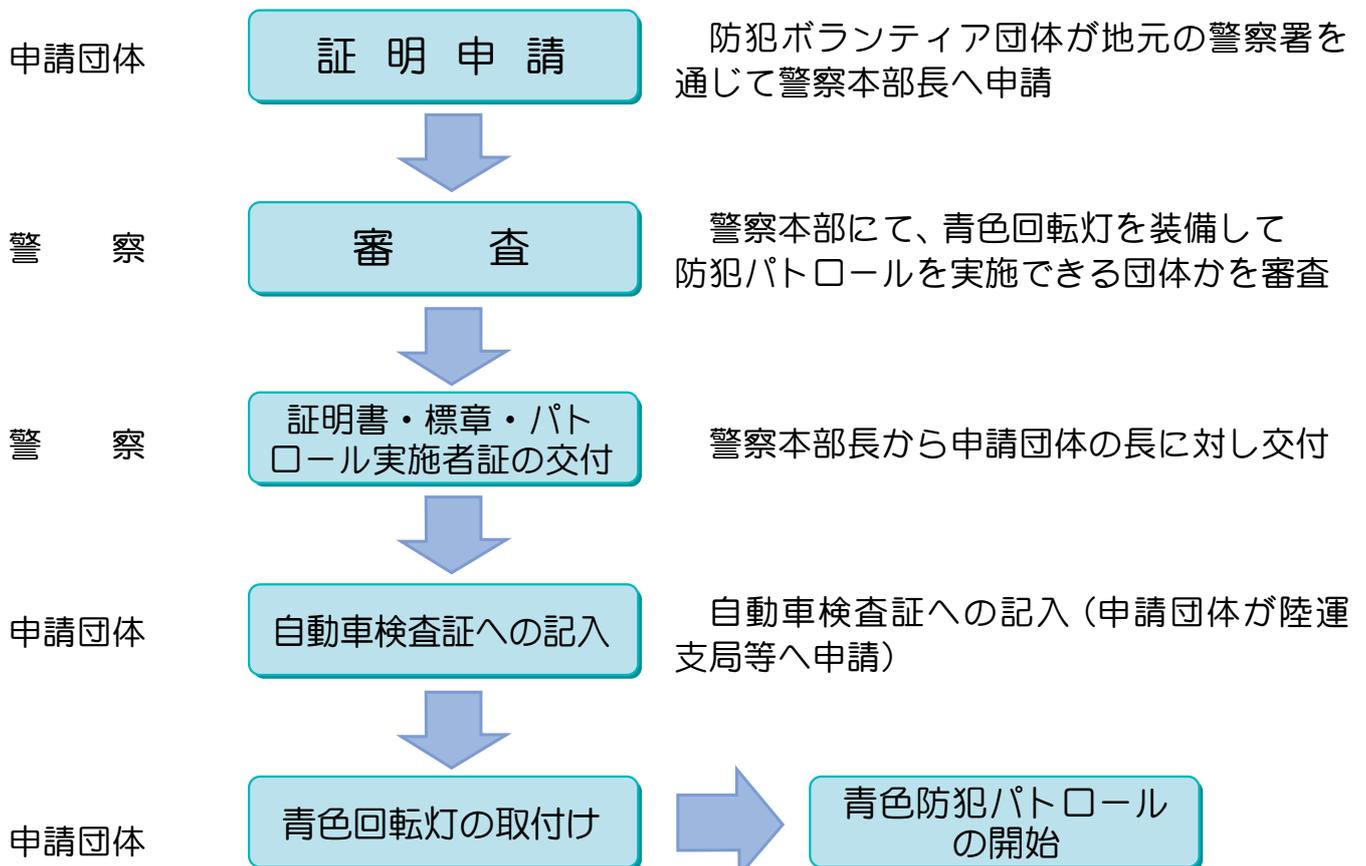
防犯ボランティア団体の車に青色回転灯を装着して、目に見える「犯罪抑止」活動を実施しています。



### \*趣旨\*

- 平成16年12月1日から、自主防犯パトロールに使用する自動車に、青色回転灯を装着することが可能となり、平成18年7月1日からは、その申請手続きの一部が緩和され、県内の各防犯団体が順次申請し、自主防犯パトロールを行っています。
- 平成18年12月末現在、48団体、114台が活動しています。

### ～青色回転灯防犯車導入手続きの流れ～



# みんなでつくる安全・安心まちづくり のための防犯指針

～学校、通学路等における児童等の安全対策～



犯罪のない安全・安心まちづくり  
シンボルマーク



編集・発行 環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570  
青森市長島1丁目1-1 県庁北棟7階  
TEL 017-734-9208 (直通)  
FAX 017-734-8046

■青森県のホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

■青森県安全・安心まちづくりホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/anzenansin/>